

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年10月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL : 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

暑い夏も終わり、残暑が厳しい初秋も過ぎ、やっと秋らしい季節がやってくると期待しています。台風が多く秋雨が長いと、日本全国で水害や日照不足になっており、農作物に大きな被害が出ているようです。秋の味覚に影響がなければいいのですが……。10月は気温の変化が大きい季節ですので、体調管理に気をつけて、秋の夜長を楽しみましょう。

私たちが仕事としてやっている相続は、不動産についてが多いです。きちんと登記することによって、様々な権利を守ることが仕事です。しかし、亡くなった人から受け継ぐものは、不動産ばかりではありません。もっと色々な財産があります。思いつままに並べますと、銀行預金・株券・国債などの有価証券などのそうですが、貸家業をやっている方では、賃借権などの、この世にある一身専属しない権利はほとんど受け継ぐことになりません。そして、受け継ぐものは財産だけではないことを、しっかりと考えることだと思います。財産（負の財産も含みます。）以外に受け継ぐものは何なのか……。亡くなった方が受け継いでもらいたいものは何なのか……。それをちゃんと考えたとき、遺産相続について答えが出るような気がしています。

遺言によって、受け継いでもらいたいものをはっきりと示すと、遺された人は、以後の承継に迷いや争いが少なくなるのではないのでしょうか。秋の夜長にしみじみ思う今日この頃でした。

## もし、「腹違いの兄弟」が現れたらどうなる？

今回の相談者は、丸山 香苗さん（仮名）38歳。先月、父親が病気で他界。既に、母親も5年前に他界しているため、相続人は、子供である香苗さんと弟さんの二人、お父様が残された遺産、約1,000万円の自宅と約1,000万の現金とのこと。香苗さんの相談とは、「遺言書は、残っていませんでしたが、父は亡くなる前に『もし自分が死んだらお前たち二人の兄弟だから、仲良く分けろ』と口癖のように言っていたので……。私も弟もてっきりそうなると思っていました。でも、いざ相続の手続きを……。と思って戸籍謄本を取り寄せたところ……。父には離婚歴があり……。2人の子供がいることが分かりました。私たちにとっては、まったく面識のない異母兄弟ですが……。遺産は、分けないといけないのでしょうか？」というものです。

香苗さんや弟さんにとっては、まさに寝耳に水……。ショッキングな事実です。しかし、相続時に「異母兄弟」や「隠し子」などの存在が明らかになることは珍しいことではなく、大抵もめる原因となります。ある日突然、知らない兄弟が現れたのだから、遺産を分けたくない気持ちは分からなくもありませんが、法律上、残念ながらそうはいかないのが現実です。この場合は、それぞれに1/4の相続権が発生することを説明しました。香苗さんの場合は、父親が亡くなったことをきちんと異母兄弟に連絡したことが功を奏したのか、特に揉めることもなく自宅と土地は香苗さんと弟さんが、1,000万円の貯金を2人の異母兄弟が相続することとなりました。（今回のケースでは、無事に話し合いで終わりましたが、実際は顔も居所も分からない異母兄弟を探すのに労力と経費を費やすこと、そして話が分かってももらえない場合も少なくありません。）

離婚や再婚などで異母兄弟や認知した子供がいる場合、相続する権利があります。残された家族が混乱しないためにも遺言書を残しておきましょう。ここで、気を付けなければいけないのは、遺言で「全てを子供の〇〇に譲る」と明記しても、異母兄弟には遺留分を請求することができるということです。このケースでは、法的に有効な遺言書を作っておけば、仮に遺留分を請求されたとしても、異母兄弟にわたる分は相続財産の4分の1ですませることができます。

ここでちょっと豆知識



遺留分ってなあに？

特定の相続人に対して最低限度に保証されている、一定割合の遺産のことをいいます。

遺留分は、法定相続人のうち配偶者、子、孫、親、祖父母に限定されます。

したがって遺産相続とは異なり、兄弟姉妹には遺留分は認められません。